

生き生き健康事業所宣言エントリーシートについて

健康事業所宣言の流れ

- ① 「生き生き健康事業所宣言エントリーシート」(裏面)の提出
- ② 協会けんぽ群馬支部から現在の取り組み状況をヒアリング
- ③ 協会けんぽ群馬支部より「宣言書」等の進呈
- ④ 社内外への健康宣言の取り組みを周知
- ⑤ 職場でエントリーシートのチェック項目の取り組み
- ⑥ 定期的(年1回)に協会けんぽ群馬支部より取り組み状況の調査票送付及び事業所カルテ等情報提供
- ⑦ 事業所の取り組み状況に合わせて協会けんぽ群馬支部よりサポート
- ⑧ 取り組みが優良な事業所について協会けんぽ群馬支部から表彰
- ⑨ さらなる取り組みで国の「健康経営優良法人」へ申請

健康事業所宣言のエントリー及び注意点等

- **協会けんぽ群馬支部活動方針**
 - ・この宣言は、協会けんぽ群馬支部健康づくりの一環として、事業所様と連携した取り組みの一つです。
 - ・この取り組みは、日本健康会議の活動目標「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」にも含まれており、協会けんぽ群馬支部も連携して進めます。
- **健康事業所宣言の基本条件**
 - 健康保険委員委嘱事業所であること。宣言と同時に委員登録することも可能です。
- **事業者健診結果データの提供**
 - 事業者健診結果データに基づき特定保健指導を行います。健診結果データの提供がない事業所様には、エントリーと同時に事業者健診結果データ提供に係る同意書の提出をお願いします。
- **健康づくり取り組み状況の報告**
 - 健康事業所宣言された後、年1回、健康づくり活動の取り組み状況調査票を送付いたします。調査票にて取り組み状況を報告していただきます。
- **健康事業所宣言の見直し**
 - 健康づくりメニュー(オリジナルプラン)の見直しなどは随時ご相談に応じます。
 - なお、健康事業所宣言の条件に合わなくなった場合は、取り消される場合もございます。
- **登録費用等**
 - エントリーシートの登録等について費用は一切かかりません。
- **その他**
 - 役員等(従業員含む)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合はエントリー出来ませんのでご承知ください。

問い合わせ先・送付先

〒371-8516 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル4F
全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ
電話 027-219-2100 (音声案内⑤)
FAX番号 027-219-2106

生き生き健康事業所宣言始めましょう!

協会けんぽ群馬支部の加入者の内、働き盛り世代の重症高血圧の方の割合において、男性が全国6位・女性が全国10位という状況です。加えて、群馬県民男性の腎臓病外来受診率が全国平均より高い状況です。

働き盛りの従業員が病に倒れた時は、社会保障負担の増加のみならず、企業に与えるダメージは、大きいものと考えられます。

このような状況の中、従業員の健康増進のために「健康経営」に事業所が取り組むことが求められてきています。さらに、「健康経営」の取り組みは健康増進だけではなく、企業の生産性の向上・職場環境の改善・イメージアップ等も期待できます。

この機会に健康経営の取り組みを始めてみませんか?

まずは、「生き生き健康事業所宣言」をすることから始めましょう!

協会けんぽ群馬支部が皆さまの取り組みをサポートいたします。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

宣言のメリット

その1 事業所PR・イメージアップ

事業所名や健康増進の取り組みをホームページや広報誌に掲載します
健康経営の推進で事業所のイメージが向上し、人材採用、人材定着の効果が期待できます

その2 従業員の健康増進

ベースプラン、オリジナルプランに沿った取り組みが、従業員の健康増進につながります
健康な従業員が働く職場は、労働生産性も高くなることが期待できます

その5 健康経営優良法人 認定へのステップ

健康経営優良法人認定申請には「生き生き健康事業所宣言」事業への参加が必須です
健康経営優良法人認定申請の支援をいたします

その4 金利優遇

提携金融機関において、事業資金や加入者(従業員)様向けの借入などの金利優遇が受けられます

その3 健康応援メニューの無料利用

従業員様向けの健康セミナーの講師を無料で派遣します(運動増進、メンタルヘルス対策など)
活動量計を貸出、1週間の歩数等の活動量を調べて個別にアドバイスします

※ 提携金融機関

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
(金融機関コード順)

連携協力先機関 : 群馬県 群馬県医師会 群馬県歯科医師会 群馬県薬剤師会 群馬県スポーツ協会 群馬県商工会議所連合会 群馬県商工会連合会 群馬県中小企業団体中央会 群馬県経営者協会 群馬県法人会連合会 群馬県社会保険労務士会 群馬県社会保険協会 群馬県労働局 群馬県労働基準協会連合会 群馬県中小企業診断士協会(令和3年4月30日現在) ※順不同

普及推進協力先 : アクサ生命保険株式会社群馬支社 損害保険ジャパン株式会社群馬支店 東京海上日動火災保険株式会社群馬支店 住友生命保険相互会社群馬支社 三井住友海上火災保険株式会社群馬支店 明治安田生命保険相互会社群馬支社・太田支社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社群馬支店 第一生命保険株式会社群馬支社・太田支社 日本生命保険相互会社群馬支社・太田支社(令和3年4月30日現在) ※順不同

生き活き健康事業所宣言エントリーシート

当社は、「生き活き健康事業所宣言」を行い、次の4項目について取り組みます。
 なお、担当者が健康保険委員に委嘱されることに同意します。

健康ベースプラン	1. 健診受診率 100% 被保険者（35歳以上）の健診受診率を100%とします。 被扶養者（40歳以上）の健診受診率を50%以上とします。 2. 社員・家族の生活習慣改善を支援（保健指導対象者に該当した場合） 被保険者の特定保健指導の実施率を35%以上とします。 被扶養者の特定保健指導を推奨します。 3. 社員・家族の二次検査・治療の推奨 健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関に受診するよう推奨します。			
オリジナルプラン	4. 事業所健康増進対策として右表「事業所オリジナルプラン」から1プラン以上選んで取り組みます。 ※記入項目以外で独自の取り組みがある場合は、空白欄にご記入ください。 ※協会けんぽ群馬支部の健康課題は、重症高血圧者の割合が高いことです。 そのため、事業所オリジナルプランでは高血圧対策の項目を必須としております。 項番28・29を選んだ場合は、その他のプランも併せて選んでください。			
エントリー年月日	西暦	年	月	日
事業所所在地				
事業所名称				
事業主氏名			事業所電話番号	
ご担当者 被保険者様の登録をお願いします (必須)	被保険者証の記号番号	-		
	氏名	(所属職名)		
	メールアドレス	※メールマガジンの利用規約はホームページでご確認ください。 ※月1回メールマガジンにて健康保険のお役立ち情報などを配信いたします。		
協会けんぽ群馬支部ホームページや新聞等での事業所名掲載を希望しない ※事業所名と所在地を掲載します。掲載を希望しない場合に限り <input type="checkbox"/> チェックをお願いします。				<input type="checkbox"/>
(前橋市内の事業所様のみ)「まえばしウエルネス企業」との相互認定を希望しない ※「まえばしウエルネス企業」は、前橋市が生き活き健康事業所宣言と同様の趣旨で取り組む事業です。双方から認定を受けることで、より手厚いサポートを受けることができます。チェックがない場合は、エントリーシートの内容を前橋市に情報提供いたします。相互認定を希望しない場合に限り <input type="checkbox"/> チェックをお願いします。				<input type="checkbox"/>

事業所オリジナルプラン

取り組む項番(数字)に○を付けてください

2・3ページをFAXまたはご郵送ください
 FAX番号: 027-219-2106
 提出先: 協会けんぽ群馬支部

項番	目標	効能		
		高血圧対策	メンタルヘルス対策	健康づくり全般
食事	1	ヘルシーな仕出し弁当等に切り替える	●	●
	2	社内で使用するしょうゆやソースなどを減塩商品に替える	●	●
	3	社内で使用するしょうゆ差しを量調整可能タイプに替える	●	●
	4	社内で定期的な休甘日(間食・甘味飲料)を設定する	●	●
	5	「食塩摂取量(男性7.5g、女性6.5g、高血圧治療中の方は6g未満)や「野菜の1日当たりの摂取量(350g)」を周知する	●	●
	6			
運動	7	始業前などにラジオ体操を実施する	●	●
	8	昼休みを利用したウォーキング習慣をつくる	●	●
	9	社内で階段利用強化週間・月間などを設定する	●	●
	10	運動イベントを企画したり、県内外の運動イベントへ参加する	●	●
	11			
休養	12	社内で相互にあいさつ運動を実施する	●	●
	13	メンタルヘルスのためのセミナーを開催する	●	●
	14	ノー残業デーを定期的に設定し実施する	●	●
	15	皆が参加できるレクリエーションを企画する	●	●
	16			
嗜好品	17	社用車を禁煙にする	●	●
	18	社内で禁煙日をつくる	●	●
	19	就業時間内は全面禁煙にする	●	●
	20	喫煙室をつくり、空間分煙をおこなう	●	●
	21	敷地内禁煙をおこなう	●	●
	22	喫煙者には禁煙サポートの保険薬局や禁煙外来への相談を勧める	●	●
	23	社内で適度な飲酒量【(純アルコール20g(日本酒1合、ビール500ml、※女性は半分まで))】を周知する	●	●
	24	社内で休肝日をつくる	●	●
	25			
その他	26	協会けんぽメールマガジンに登録し、社内で情報を周知する	●	●
	27	社内に体重計・血圧計・体組成計などを設置する	●	●
	28	社内で食後の歯磨きを推奨する		●
	29	メンタルヘルス等の相談窓口や担当者を設置する		●